

要望陳情の公表に関する方針

第1 要望陳情の公表

当別町情報公開条例（平成14年条例第8号。以下「条例」という。）第20条及び第21条に規定する情報公開の総合的な推進の趣旨を踏まえ、団体等から町へ提出された要望陳情のうち、町が回答したものについて、要望陳情の内容及びそれに対する町の回答について公表する。

第2 目的

団体等からの要望陳情の内容及びそれに対する町の回答（対応）は、当該団体だけに限らず、多くの町民に共通する課題が多く含まれている。この情報を公表することで、情報の共有を図るとともに、住民参画を推進し、住民協働のまちづくりを目指すことを目的とする。

第3 定義

この方針において「団体等」とは、町内会、各地区の振興会、商工業等業界団体、各種連合会、その他これらに類する団体をいう。

第4 回答

町は、団体等からの要望陳情に対し、原則として回答する。ただし、団体等が回答を必要としないもの及び同様の内容で多数の市町村等に対して提出されている要望陳情で回答が不要と判断されるものは除く。

第5 公表事項

公表する事項は、次に掲げる事項とする。

- ・団体名
- ・要望陳情提出年月日
- ・要望陳情の内容
- ・回答部課名
- ・回答年月日
- ・回答（対応）の内容

第6 公表手段

公表は、次に掲げる方法のうち適当と認めるものにより行う。

- ・町の発行する広報誌への掲載
- ・町のホームページへの掲載
- ・その他必要と認める方法

第7 公表しない情報

要望陳情は、原則として公表する。ただし、団体等が公表を望まない場合、条例第6条の規定により不開示情報とされている情報は除く。

第8 公表の実施

平成19年4月1日から公表を実施する。（同日以後にあった要望陳情について公表する）